

医療保険などについてお知らせします

3

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免について

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)
長寿介護課介護保険係(プラザげやき内☎37-1253)

以下の要件を満たしている人は、減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

■対象

令和3年の所得が1,000万円以下の人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中の収入が令和3年中の収入に比べ30%以上減少することが見込まれる人

※介護保険料は、令和3年の所得が1,000万円以上の人であっても、減免の対象になります。



4

国民健康保険税の課税限度額の改正について

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)

市では、地方税法施行令の一部を改正する政令の制定に合わせて、令和4年度以降の国民健康保険税について、下記のとおり一部改正しました。

■改正の内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円(改正前63万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円(改正前19万円)に引き上げ

課税額の区分	改正前	改正後	差額
基礎分 (医療給付費分)	63万円	65万円	+2万円
後期高齢者 支援金分	19万円	20万円	+1万円
介護納付金分	17万円	17万円	0円
合計	99万円	102万円	+3万円

7

国民年金保険料免除等の申請受付を開始しました

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)
掛川年金事務所国民年金課
(☎21-5524 自動音声案内2番)

国民年金保険料を納め忘れた状態で、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、前年の所得に応じて、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。市民課国保年金係または掛川年金事務所の窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

■免除・猶予対象期間 令和4年7月分～令和5年6月分

※2年1カ月前の月分まで、さかのぼって免除申請できます。

8

マイナンバーカードを取得しましょう

問い合わせ 市民課市民係(☎35-0917)
国保年金係(☎35-0915)

現在、一部の医療機関ではマイナンバーカード(個人番号カード)が保険証として利用できるようになりました。市民課・小笠市民課では、マイナンバーカードの交付申請補助(証明写真撮影など)を行っています。マイナンバーカードを持っていない人はぜひ取得してください。

※マイナンバーカードの申請については、市ホームページ(下記)をご覧ください。

